

外山胃腸病院 ダイケアセンター

重要事項説明書

(介護予防サービスを含む)

令和 7年 7月改訂

外山胃腸病院デイケアセンターでは、あなた様に当施設の介護サービスをご利用いただくに当たり、あらかじめ次のことを説明いたします。(令和 年 月 日 現在)

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人 外山胃腸病院
主たる事業者の所在地	熊本県人吉市南泉田町1
代表者の氏名	理事長 岐部 明廣
電話番号	22-3221

2. 利用施設

施設の名称	外山胃腸病院デイケアセンター
施設の所在地	熊本県人吉市鍛冶屋町29-1
管理者の氏名	外山胃腸病院理事長 岐部 明廣
電話番号	22-4808
FAX番号	22-4826
介護保険指定番号	4310310927

3. 施設の目的と運営方針

第1条 (事業の目的)

医療法人外山胃腸病院が開設する指定通所リハビリテーション外山胃腸病院デイケアセンター(以下「当事業所」という。)は、通所リハビリテーションの事業を行うものであり、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指すことを目的とする。

第2条 (運営方針)

通所リハビリテーションは、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- ① 主治の医師との密接な連携及び、介護保険法:第115条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立に資するよう妥当に適切にサービスを提供する。
- ② サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、通所リハビリテーションの視点から療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- ③ 常に医学の進歩に対応し、適切なリハビリテーション技術をもってリハビリテーションを行う。
- ④ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- ⑤ 正当な理由なく通所リハビリテーションの提供を拒まないものとする。

4. 施設の設備の概要

定員	20名		
浴室	一般浴槽	ハーバード浴	個別浴槽
送迎車	4台	(内1台はリフト車)	

5. 職員体制

管理者（医師）：1名	医師：1名以上（常勤・兼務）
作業療法士2名（常勤）	
看護職員：2名（常勤）	介護福祉士：4名 介護士：1名

6. 営業日及び営業時間（基本）

毎週月～土曜日の午前9時～午後5時
休日：毎週日曜日
年末年始休業（12月31日、1月1日～3日）

7. 通常の事業実施地域

人吉市 錦町 山江村

8. あなたの要介護状態区分

介護状態区分（ ） 認定の有効期間（ ～ ）

※介護保険被保険者証を窓口に提示してください。有効期限の1ヵ月前までに更新手続きを行ってください。

9. 介護保険の給付対象となる介護サービスの概要と利用料

(1) 通所リハビリテーション費

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担です）

[4時間以上5時間未満]

・ 要介護1	553単位※1単位を1円とします。
・ 要介護2	642単位
・ 要介護3	730単位
・ 要介護4	844単位
・ 要介護5	957単位

[5時間以上6時間未満]

・ 要介護1	622単位
・ 要介護2	738単位
・ 要介護3	852単位
・ 要介護4	987単位
・ 要介護5	1120単位

[6時間以上7時間未満]

- ・ 要介護1 715単位
- ・ 要介護2 850単位
- ・ 要介護3 981単位
- ・ 要介護4 1137単位
- ・ 要介護5 1290単位
- ② 食事料金 600円(おやつ有) 560円(おやつ無)(介護保険対象外)
- ③ 入浴介助加算 40単位(1日につき)
- ④ リハビリテーション提供体制加算
 - [4時間以上5時間未満] 16単位
 - [5時間以上6時間未満] 20単位
 - [6時間以上7時間未満] 24単位
- ⑤ サービス提供体制強化加算 22単位(1日につき)
- ⑥ 介護職員等処遇改善加算 1ヶ月につき 所定単位×6, 6%
- ⑦ 中重度者ケア体制加算 20単位(1日につき)
- ⑧ 重度療養管理加算 110単位(1日につき)
- ⑧ 通所リハビリマネージメント加算
 - 「同意月の属する月から6月以内」 560単位
 - 「同意月の属する月から6月超」 240単位
 - (*医師が利用者様、またはその家族様に説明した場合、
⑨の加算に加えて270単位)
- ⑩ 短期集中個別リハビリテーション加算 110単位
(退院(所)日から3ヶ月以内)
- ⑪ 科学的介護推進体制加算 40単位(1ヶ月につき)
- ⑫ 教養娯楽費 200円(1ヶ月につき) (介護保険対象外・任意)

(2) 介護予防通所リハビリテーション費

基本区分

- 要支援1 2268単位 (1単位を1円とします。)
- 要支援2 4228単位

サービス提供体制強化加算

- 要支援1 88単位
- 要支援2 176単位

介護職員等処遇改善加算 1ヶ月につき所定単位×6, 6%

科学的介護推進体制加算 1ヶ月につき40単位

食事料金 600円(おやつ有) 560円(おやつ無)(介護保険対象外)

教養娯楽費 200円(1ヶ月につき) (介護保険対象外・任意)

10. 料金のお支払方法

月1回口座引き落とし(26日)若しくは現金でお支払いください。現金の支払いにつきましては、当院会計窓口若しくは、当事業所までお願い致します。

※ 利用料金は月末締めで、現金払いの方は翌月の10日頃請求書をお渡しします。口座払いの方も請求書をお渡ししますが、翌月の26日にご指定の口座より引き落としとなります。(料金お支払いが困難な場合がありますらご相談ください。)

11. 契約の解約

契約者は、通所リハビリテーションサービスが不要となった場合には、本契約を解約することができる。この場合には、契約終了を希望する2日前までに当事業所に通知するものとする。但し、入院・死亡等、契約を継続することができない特別な事情が生じた場合には、事前の通知がなくても解約することができる。この場合は、すでに実施されたサービスについて所定の利用料金を支払うこととする。

12. 契約の解除

(1) 契約者は当事業所が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができる。

- ① 当事業所が正当な理由なく通所リハビリテーションを実施せず、契約者の請求にもかかわらずこれを実施しようとしめない場合。
- ② 当事業所が守秘義務に違反した場合(ただし、契約者が同意している事項を除く)
- ③ 当事業所が、契約者もしくは養護者等の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な行為を行った場合。
- ④ 当事業所が破産、事業指定の取り消しを受けた場合。

(2) 当事業所は契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができる。

- ① 契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ② 契約者もしくは介護者等が、当事業所や当事業所職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為(身体暴力(たたくなど)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴るなど)並びにセクシャルハラスメント(必要もなく手や腕を触るなどの行為を含む)を行い、その状態が改善されない場合。

(3) 前2項の場合に、契約者は、すでに実施したサービスについては所定のサービス利用料を支払うこと。

13. 事故発生時の対応

1. 当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講ずるものとする。
2. 当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

1 4. 損害賠償責任

当事業所は、通所リハビリテーションの実施に伴って、又は守秘義務（ただし、契約者が同意している事項を除く）に違反して、契約者もしくは養護者等の生命・身体・信用等を傷付けた場合にはその損害を賠償するものとする。

1 5. 損害賠償がされない場合

通所リハビリテーションの実施に伴って、当事業所の責めに帰すべからず事由により生じた損害は賠償しないものとする。とりわけ、以下の事項に該当する場合には、当事業所は損害賠償の責任を負わないものとする。

- ① 契約者が契約締結時にその疾患及び身体状況等について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 契約者もしくは養護者等が、通所リハビリテーションの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、当事業所が実施した通所リハビリテーションを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者又は養護者等が、当事業所及び当事業所職員の指示。依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

1 6. 苦情・相談等申出窓口

受付窓口は下記の通りとします。

受付窓口（担当者）	氏 名	有田 一美（デイケアセンター長）
	電話番号	22-4808

受付時間 毎週 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

※不在時の対応、上記相当者が不在の時は当事業所の職員が対応し担当者に確実に伝達するものとします。

◎国保連合会利用者相談窓口

熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18番地7
電話番号 096-214-1101
FAX 番号 096-214-1105

1 7. 協議事項

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められてない事項が生じた場合には、契約者と当事業所は誠意を持って協議のうえ、解決に努めるものとする。

18. 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

利用日の中止・変更は、食事等の関係もありますのでサービス実施日の当日、午前9時00分までにお申し出ください。(中止した利用日については、当日の中止の場合でもサービス利用料金の支払義務は負いません)

19. 通所リハビリテーション計画書の作成及び評価

当事業所利用者の心身の状況、希望及びその場に置かれている環境を踏まえて、機能訓練等・当該目標を達成する為の具体的提示、サービスを記載した通所リハビリテーション計画書を作成します。

- ① 当事業所は、本通所リハビリテーション計画書に基づき、通所リハビリテーションを提供いたします。
- ② 当事業所は、適切なサービスを円滑に提供する為に、本通所リハビリテーション計画書を担当介護支援専門員（ケアマネージャー）に提供します。
- ③ 本通所リハビリテーション計画書の内容を確認後同意いただける場合は、利用者・家族確認印欄にご押印ください。
- ④ 本通所リハビリテーション計画書およびサービスに関してご不明な点などございましたら、苦情・相談等窓口まで連絡、お問い合わせください。
- ⑤ 本通所リハビリテーション計画書のサービス内容・問題点等を考慮しサービスを実施し、問題点改善・当院利用者の状態把握の3ヶ月毎の評価を行います。

20. サービス提供の記録

- ① 通所リハビリテーションの提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約の終了後5年間保管します。
- ② 通所リハビリテーションを提供した際、その都度サービス提供に係る必要な記録を連絡用のノートにつけると共に、当該のノートにより、当事業所利用者及びその家族等の養護者にご確認いただきます。

21. 守秘義務

- ① 通所リハビリテーションを提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 利用者や家族より情報の開示を求められた場合は、ご本人確認でき、またご家族と認められる場合は開示いたします。必要に応じて情報を提供いたします

22. 身体拘束等

当事業所では、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が考えられる場合、利用者及びその家族に説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲で行う事があります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録する事とします。

23. 高齢者虐待防止（施設管理者：岐部 明廣 責任者：有田 一美）

当事業所は利用者の尊厳の保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたります。虐待の未然防止、早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応に努めます。養護者又は当事業所職員による、高齢者虐待を発見した場合には、速やかに市町村等に連絡致します。当事業所は、委員会を設置し、毎月開催しております。また研修等を通じ当事業所職員の人権意識の向上や知識・向上に努めます。

（身体的虐待）

暴力的行為で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加える事。また、正当な理由なく体を拘束する事。

（例）殴る、つねる、蹴る、無理やり食事を口に入れる、火傷、打撲
ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる、身体拘束、抑制させる。

（心理的虐待）

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与える事。

（例）怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する。

（経済的虐待）

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する事。

（例）生活費を渡さない、使わせない、自宅など無断で売却する
年金や貯金を無断で使用する。

（性的虐待）

利用者にわいせつな行為をする事。又は利用者にわいせつな行為をさせる事。

（例）排泄の失敗に対して罰としてズボン履かせずに下半身を露出して放置する、わいせつな行為、強要する。

（介護・世話の放棄・放任ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させる事。

（例）食事や水分を十分に与えない、空腹状態が長時間続き、脱水状態や栄養失調状態を起こしている、入浴させない、悪臭、尿臭が強くなる、髪が伸び放題
皮膚が汚染したままになっている、室内がゴミだらけ、粗末な環境で生活させている。

24. BCP 業務継続計画の策定

当事業所は事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び定期的な訓練実施に取り組んでいます。また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう非常時の体制でも早期再開を図るための業務継続計画を定めています。

25. 感染症及び蔓延防止について

感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）

- ①息苦しさ、強いだるさ、発熱、咳、頭痛等の症状や嗅覚・味覚の異常等の症状がある場合、新型コロナウイルス、インフルエンザ感染の蔓延防止に努めます。
- ②感染の疑いを、より早期に把握できるよう、検温や体調等に気を配り、日頃から利用者の健康状態や変化の有無等に留意します。
- ③当事業所職員は、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わない事を徹底し、感染が疑われる場合には主治医や保健所へ報告、指示を受けた上で感染拡大を予防します。

26. 非常災害対策

水害、地震、台風等の自然災害

- ①当事業所職員は水害、地震、台風等の非常災害時には、要介護者の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取ります。
- ②当事業所職員は非常災害を発見、又はその発生を危険察知した時には、臨機の措置を取るとともに、当該状況を管理者、責任者もしくは他の事業所職員に連絡し、所轄消防機関等に通報するなどし、適切な措置によりその被害を最小限にとどめる様に努めます。
- ③火災に関しては、消防法に基づく消防計画を策定するとともに、当該計画に基づく消火・通報及び避難訓練（当院全体で年2回実施）等の防災業務を行うものとします。

27. 個人情報の使用について

1、使用する目的

- ①事業所が、介護保険法に関する法令に従い、サービス計画（通所リハビリテーション計画書）に基づき、介護サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議において必要な場合。
- ②心身の状態が変化し、事業所に情報提供が必要な場合。

2、使用する内容

- ①個人情報の提供は、（1、使用する目的）に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外、決して漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業所は、個人情報を使用した場合、相手方、内容について記録しておくこと。

3、情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報。

28. 当事業所の見学についての対応

通所利用される前に、外山胃腸病院デイケアセンター（当事業所）の見学を認可いたしております。利用以前に当事業所の流れ・意味などを理解していただき、利用されてからスムーズにサービス利用ができることを望んでいます。見学されてから、ご希望に沿わないときにはその後の利用を強制はいたしません。

29. 通所リハビリテーション費特別時間帯として

原則として9項目の利用時間としますが、利用者及び在宅家族の状況に応じ短縮時間帯を設けております。利用開始時のご説明時にご相談・対応と致します。

30. 高齢者の特徴に関して

当事業所では、利用者に快適にご利用していただくために安全な環境づくりに努めておりますが、利用者のご高齢であり、身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性があります事を十分にご理解下さい。

- ・歩行時の転倒や車いすからの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ・当事業所は、通所リハビリテーションであることで、原則的に拘束を行わないことから転倒・転落による事故の可能性がります。
- ・高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離ができやすい状態にあります。
- ・健常者では通常感染しない状態であっても高齢者は免疫低下により感染性皮膚疾患に、かかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
- ・高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血ができやすい状態にあります。
- ・加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・高齢者は加齢に伴い肺炎や気管支等の呼吸器管の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危険性があります。
- ・高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変される場合もあります。
- ・本人の全身状態が急に悪化した場合、緊急に医療機関へ搬送を行う事があります。

3 1. 緊急時の対応

当事業所利用時に転倒・転落・急変等があった場合の対応について下記の対応をいたします。

・外山胃腸病院が かかりつけの方

※転倒・転落・意識喪失等急変時

・打撲部位・外傷の確認、血圧・脈拍・体温の確認後、医療機関受診。

※転倒・転落・意識喪失以外の場合

・受傷部位・状態の観察後、診療が必要と思われた場合やご本人様、ご家族様が診療を希望された場合、医療機関受診。

・外山胃腸病院以外が かかりつけの方

※転倒・転落・意識喪失等急変時

・打撲部位・外傷の確認、血圧・脈拍・体温の確認後、医療機関受診。

※転倒・転落・意識喪失以外の場合

・受傷部位・状態の観察後、診療が必要と思われた場合はご本人様、ご家族様が診療を希望される医療機関受診。

◎いずれの場合も、受診をされた時点で当日の通所リハビリテーションは中止となりますので、ご家族様等のお迎えをお願いいたします。

3 2. 当事業所利用時の入浴・食事・リハビリ実施について

利用者の当日の身体状況などにより、実施する事で危険が伴うと思われた場合は、中止・変更する場合があります。

中止の場合、利用者様・ご家族様に説明と連絡（連絡ノート記載を含む）をいたします。

・入浴：清拭・シャワー浴・部分浴・機械浴への変更いたします。

・食事：無理して勧めず、本人さんが食べる事の出来る量を食べて頂きます。

・リハビリ：通常と異なると思われる身体状況の時・バイタル等に変化が見られた時変更、中止いたします。

3.3. 当事業所ご利用時の送迎・利用時間中の過ごし方・食事・貴重品などについて 送迎について

- ・ご自宅までお迎えに行き、当デイケアを利用され利用時間に達し、その後ご自宅まで送り届けることをさします。

送迎時間途中にお店や他宅への寄り道などは出来ません。

利用時間について

- ・要介護区分・ご家族様・利用者ご本人様の希望等の理由で利用時間帯が異なる方や来所時間・帰宅時間が違う方がおられます。

外出について

- ・当デイケアの利用時間中はデイケアの室内で過ごしていただく様になっております。通所利用時間内の受診・外出（買い物）は原則として禁止となっております。
- ・バスハイクによる外出は通所のレクリエーションの企画として行います。
- ・屋外歩行訓練の為施設外へ出ることがありますが、その際は、スタッフ同行のもと実施します。

喫煙について

- ・喫煙に関しましては、全館・敷地内禁煙となっております。

食事・持ち込みについて

- ・通所リハビリテーション利用時では、昼食・おやつを提供し、食事料金として600円頂いております。お菓子・飴・梅干しなどの食べ物を持ちこみされますと、“病気により食事制限の為食べてはいけない方、お菓子などを買に行きたくても行けない方” 様々な問題が交錯しかねます。持ち込みはご遠慮願います。

お金・貴重品について

- ・通所リハビリテーション利用時には、利用料金以外のお金は必要ありません。また、貴重品の持ち込みは禁止いたします。尚、物品の貸し借り・やり取り等もご遠慮願います。原則として紛失・損失による補償は出来ません。

持ち物について

- ・通所リハビリテーション利用時には、荷物（着替え・下着・タオル等）各種持ち物には必ず全ての持ち物に記名をお願いします。他の利用者様との間違いや混乱を招く恐れがあります。

3.4. 食事料金について

昼食のキャンセルは利用当日の午前10:00までとなっています。

欠席のご連絡がない場合は、昼食代を徴収させていただきます。

3.5. 自然災害時の警戒警報発令があった場合の対応について

送迎時を含めた安全確保のために、暴雨警報、大雪警報、その他特別警戒警報発令時には営業を中止させていただく場合があります。営業の有無につきましては、前日にお電話にて連絡をいたします。

※利用予定の前日、12：00までに解除された場合、通常通りの営業です。

※利用予定の前日、12：00までに解除がされない場合、デイケアはお休みさせていただきます。（昼食の手配が出来ないため）

※利用予定の前日、12：00以降に解除され当日のご利用を希望される方は、昼食の準備が出来ませんので午前中のご利用とさせていただきます。

- ・ご利用中に発令され送迎時の安全確保が難しいと判断した場合は、利用時間を短縮する場合があります。その場合は緊急連絡先に連絡をし、お送りの時間をお伝えしますが、家族様にお迎えをお願いする場合があります。
- ・特別警戒警報発令が予想される場合や、特別警戒警報発令時は当事業所で把握している緊急連絡先に連絡致しますので、連絡がつく状態にしておいて頂ける様お願いいたします。
- ・特別警戒警報発令前や解除後であっても、送迎を含み安全確保が困難な状況と思われる場合はデイケアの営業を中止することがあります。

職員に対するハラスメントについて

厚生労働省の通知により、ハラスメント対策が求められています

介護職員に対するさまざまなハラスメントが、近年、全国のニュースでも報じられ、大きな問題になっています。介護事業所での対策を強化するよう国からも求められており、当事業所でもハラスメントの防止・対策を強化しています。ご利用者様・ご家族等の皆さまにもご理解・ご協力をお願い申し上げます。

■職員に対するハラスメントの分類と具体例

次のような行為は、ハラスメントととらえられることがあります。

ハラスメントの分類	ハラスメントの具体例・事例
身体的暴力 身体的な力を使って 危害を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none">・たたく・手を払いのける・蹴る・手をひっかく、つねる・服を強く引っ張る・突き飛ばす・物を投げつける・唾を吐く
精神的暴力 個人の尊厳や人格を 言葉や態度によって 傷つけたり、おとしめ たりする行為	<ul style="list-style-type: none">・大声を発する・怒鳴る・威圧的な態度で文句を言い続ける・職員に嫌がらせをする・ご家族がご利用者の言葉をうのみにし、理不尽な要求をする・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する・介助の一挙一動にダメ出をする・「たくさん保険料を払っている」と過剰なサービスを要求し、断ると文句を言う・滞納した利用料金について「請求しなかった事業所にも責任がある」として支払いを拒否する
セクシャル ハラスメント 意に添わない性的誘 いかけ、好意的態度の 要求など、性的な嫌が らせ行為	<ul style="list-style-type: none">・「今日はデート？」などプライベートについて聞く・「胸が大きい」「可愛いね」などと言う・個人の体つきを話題にする・卑猥な言動を繰り返す・隠し撮りをする・必要もなく手や腕を触る・尻や脚、胸を触る・「女（男）は〇〇するべきなど性別による決めつけを言う

※認知症のBPSDや精神疾患などに起因する行為の場合は、ハラスメントに含まれません

※当事業所職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります

※利用者様やご家族等の「等」とは、家族に準じる同居の知人または近居の親族を意味します

■ハラスメントを防ぐための当事業所の対応について

職員による虐待も、職員に対するハラスメントもあってはならないものです。ご利用者・ご家族の皆さまが当事業所を気持ちよく利用できる環境、また職員が気持ちよく働ける環境となるよう、ご協力をお願い申し上げます。

外山胃腸病院デイケアセンター

外山胃腸病院デイケアセンター利用料金表(基本)

通所リハビリテーション(要介護)

基本料金 (1日あたり)

利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4時間以上5時間未満	553 円	642 円	730 円	844 円	957 円
5時間以上6時間未満	622 円	738 円	852 円	987 円	1120 円
6時間以上7時間未満	715 円	850 円	981 円	1137 円	1290 円

※主な利用時間の料金です。他の利用時間についてはお問い合わせください。

加算料金(介護保険給付分)	(1単位:10円)	
リハビリテーション提供体制加算	16 単位 /日	※4~5時間
	20 単位 /日	※5~6時間
	24 単位 /日	※6~7時間
サービス提供体制加算	22 単位 /日	
リハビリテーションマネジメント加算		
同意月から6か月以内	560 単位 /月	
同意月から6か月以上	240 単位 /月	
※医師による説明	270 単位 /月	
中重度者ケア体制加算 (算定可能の月より)	20 単位 /日	
入浴介助加算	40 単位 /日	
重度療養管理加算	100 単位 /日	
退院時共同指導加算	600 単位	※退院時のみ
短期集中個別リハビリ実施加算 (退院日・退所日から3ヶ月以内)	110 単位 /日	
介護職員等処遇改善加算	総単位数×6,6%	
科学的介護推進体制加算	40 単位 /月	

介護予防通所リハビリテーション(介護予防)

基本料金 (1月あたり)

要支援1	2268 円 /月
要支援2	4228 円 /月

加算料金(介護保険給付分)

(1単位:10円)

サービス提供体制加算	要支援1	88単位 /月	
サービス提供体制加算	要支援2	176単位 /月	
介護職員等処遇改善加算		総単位数×6,6%	
科学的介護推進体制加算		40単位/月	

通所(介護予防)リハビリテーション共通

その他の料金(介護保険給付とならないサービス)

食事代金	昼食+おやつ	16時までのご利用の方	600円/日
		14時までのご利用の方	560円/日
リハビリパンツ			M 50 円/枚(税込) L 55 円/枚(税込)
尿取りパット			22 円/枚
食食用エプロン			11 円/枚
教養娯楽費 (クラブ活動に参加を希望される方)			200円/月

- クラブ活動に参加希望する
 クラブ活動に参加希望しない

36. その他の料金（介護保険とならないサービス）について

- ・ 教養娯楽費

各種レクリエーション・クラブ活動・園芸活動に係る費用です。

*クラブ活動参加は任意です。

*参加される方は1月につき200円を利用料金と合わせて徴収いたします。

- ・ リハビリパンツ・尿取りパット・食事用使い捨てエプロン

*持参分が不足した場合に使用します。1月で使用した枚数を毎月の利用料金と合わせて徴収致します。